

本当にあった相続事例⑪生前に相続放棄させたい

浪費家の長男に財産を残したくない

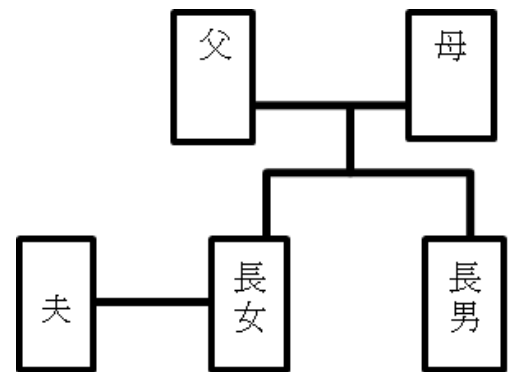
ある 70 代のご夫婦からの相談です。このご夫婦は、東京近郊で造園業を営んでいるのですが、長男と長女の 2 人の子供があり、長女の夫は同居して家業を手伝ってくれています。関西に住む独身の長男は過去、ギャンブルから消費者金融に借金をし、親が尻拭いをした経歴があり、自分達の財産を残したくない、家業を手伝ってくれる長女夫婦に全財産を残したいというのです。いくら浪費癖があるといっても子供には遺留分として財産を相続できるので、放棄してもらいたいのだが、私たちの目の黒いうちに手続きを取ることは可能だろうか、と相談にいらっやいました。

生前の念書や契約書は無効

生前に念書や契約書を書かせて相続放棄することは、との質問がありました。このような方法で、生前に相続放棄の合意をした場合、精神的・感情的に守らなければならないと思わせることはできたとしても、法律上は無効となります。

生前に遺産分割協議書を作成し、あらかじめ相続人全員の署名捺印をしても原則としては無効です。

本来、遺産分割協議書は相続が開始した後に作成するものです。とはいうものの生前にこれを作成し、日付を空欄にしておいて用意しているケースもあるかもしれません。しかし、相続が発生した後、相続人の 1 人がこれに異論を唱えられてしまったら、あらかじめ署名捺印しておいたとしても法律上全く効力はありません。財産の範囲は、相続の開始によってはじめて確定するので、相続に関する約束や協議は、相続が開始した後に各相続人の意思によって行われるものだからです。



家庭裁判所の遺留分放棄許可審判の申立て

長男が遺産を一切もらわず、相続を放棄してもらうことを確実にするには、まず遺言で「長男には何も相続させない」と明記し、かつ長男が遺留分の放棄を家庭裁判所に申し立てる必要があります。

遺留分放棄許可審判の申立てがなされると、家庭裁判所で審査が行われます。「なぜ放棄したいと考えたのか」「誰かに放棄を強制されていないか」などが審査され、問題がないと判断されたときに、遺留分放棄の許可が下ります。放棄を強要されることなく、本人の自由意思に基づき、相当な理由があることが、遺留分の放棄が許可される要件です。

許可されて初めて、遺留分の放棄が成立します。

許可の申し立てをする動機には、主に次のようなケースが考えられます。

- ・生前に多額の贈与を受けている
- ・非嫡出子の認知を受ける条件として
- ・一時相続では遺産を取得するが、二次相続では放棄する

遺留分を放棄しても、相続の放棄ではありません。相続人であることは変わりないので、遺言書がないと遺産分割協議が必要となるので、遺言書にも明記が必要なのです。また、相続税の基礎控除算定時の相続人の頭数には入ります。